

豊能町と箕面市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 豊能町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を箕面市に委託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより豊能町が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、箕面市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、豊能町の負担とする。

2 前項の規定により豊能町の負担する委託費の額その他必要な事項については、豊能町長と箕面市長とが協議して定める。

3 各年度における箕面市の決算の結果、豊能町の負担した委託費の額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

(予算の執行)

第4条 箕面市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、毎年度、箕面市一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、箕面市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 箕面市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を豊能町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 豊能町長及び箕面市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、毎年度定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、豊能町長又は箕面市長の求めに応じて臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第8条 箕面市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、豊能町長に通知するものとする。

2 箕面市長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を豊能町長に通知するものとする。

3 豊能町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(施設等の無償貸与)

第9条 豊能町は、委託事務の管理及び執行のために必要な施設等を箕面市に対し無償で貸与するものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、豊能町長と箕面市長とが協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 豊能町長は、この規約の告示に併せて委託事務に関する箕面市の条例等が豊能町の区域内において適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。